

# 韓国知的財産ニュース 2022年11月前期

(No. 474)

発行年月日：2022年11月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、11月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許法施行令の一部改正令（大統領令第32973号）
- 1-2 実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第32974号）
- 1-3 「知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定」の一部改正告示（案）の行政予告（特許庁公告第2022-260号）
- 1-4 下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2118226）
- 1-5 発明振興法の一部改正法律（法律第19036号）
- 1-6 産業デザイン振興法の一部改正法律（法律第19038号）
- 1-7 韓国特許庁、半導体技術特許出願の優先審査指定を施行

### 関係機関の動き

- 2-1 2022年優秀知的財産創業企業15社を選定・発表
- 2-2 韓国特許庁、2022年特許技術賞の受賞者を選定・発表
- 2-3 韓国特許庁、中小・中堅企業22社と8の大学・公共研究機関の後続診断IP-R&Dを支援する
- 2-4 韓国特許庁、2022発明特性化・マイスター高校の連合交流展を開催
- 2-5 海外市場の開拓に向けた2022IP保護戦略セミナーを開催
- 2-6 特許ビッグデータと研究開発の連携活性化に向けた実務会議を開催
- 2-7 韓国特許庁、第5回韓国・ASEAN特許庁長会議を開催
- 2-8 韓国特許庁、半導体専門特許審査官の採用を開始
- 2-9 造船業界に技術開発および特許戦略策定をサポートするための「水素船舶」を発行
- 2-10 韓国特許庁、ASEAN8か国の特許庁と庁長会談を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

---

**法律、制度関連**

**1-1 特許法施行令の一部改正令（大統領令第 32973 号）**

電子官報（2022. 11. 1.）

国務会議の審議を経た特許法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 11 月 1 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 32973 号

**特許法施行令の一部改正令**

特許法施行令の一部を次のように改正する。

第9条第1項に第2号の3を次のように新設する。

2の3. 半導体等国民の経済及び国の競争力強化において重要な先端技術と関連する特許出願（特許庁長が優先審査の具体的な対象と申請期間を定めて公告する特許出願に限る）

**附 則**

この令は、公布の日から施行する。

## 改正理由及び主要内容

先端産業の競争力を確保するために、半導体等の先端技術と関連する特許出願は、他の特許出願に優先して審査できるようにしようとするものである。

<法制処提供>

### 1-2 実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第 32974 号）

電子官報（2022. 11. 1.）

国務会議の審議を経た実用新案法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 11 月 1 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 32974 号

## 実用新案法施行令の一部改正令

実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第5条に第2号の2を次のように新設する。

2の2. 半導体等国民の経済及び国の競争力強化において重要な先端技術と関連する実用新案登録出願（特許庁長が優先審査の具体的な対象と申請期間を定めて公告する実用新案登録出願に限る）

## 附 則

この令は、公布の日から施行する。

## 改正理由及び主要内容

先端産業の競争力を確保するために、半導体等の先端技術と関連する実用新案登録出願は、他の実用新案登録出願に優先して審査できるようにしようとするものである。

<法制処提供>

1-3 「知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定」の一部改正告示（案）の行政  
予告（特許庁公告第 2022-260 号）

電子官報（2022. 11. 3.）

特許庁公告第 2022-260 号

「知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定」を改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 11 月 3 日

特許庁長

「知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定」の一部改正告示（案）の行政予告

1. 改正理由

知的財産経営優秀機関（従前の特許品質経営優秀機関）及びモバイル年次登録案内サービス申込者に対する知的財産ポイントの付与期間を延長し、他規定の改正事項を反映する一方、再検討期間の再設定を通じて個人及び中小企業の手数料負担を緩和するための制度を持続的に運営しようとするものである。

2. 主要内容

- イ. 特許品質経営優秀機関の名称が「知的財産経営優秀機関」に変更された事項を反映（案第 3 条第 3 項第 5 号、第 3 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 7 条第 1 項第 6 号）
- ロ. 上位法令である特許料等の徴収規則の改正に伴う変動事項を知的財産ポイント算定方法に反映（案第 3 条の 2 第 2 項第 1 号イ目）
- ハ. 個人及び中小企業の特許権等の創出過程の経済的負担を持続的に緩和するために、告示の再検討期間を再設定する（案第 9 条）

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2022 年 11 月 29 日までに統合立法予告センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟 1604 号情報顧客政策課

電子郵便：stone123@korea.kr

Fax：042-472-3460

#### 4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の[立法予告]欄を確認するか、特許庁情報顧客政策課 (042-481-5587) にお問い合わせください。

1 - 4 下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2118226)

議案情報システム (2022.11.11.)

議案番号：2118226

提案日：2022年11月11日

提案者：キム・ジョンミン議員外10人

#### 提案理由及び主要内容

中小企業界によると、2017～2021年の中小企業の技術奪取被害規模が2,800億ウォンに上る等、技術奪取被害が続いている。

現行法は、技術奪取行為を防止するために損害額の3倍以内で賠償の責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入しているが、損害賠償額が不十分であり、有形・無形の技術、ノウハウ等の侵害に対する正確な損害の算定が難しく、技術奪取の被害を受けた下請事業者が十分な損害賠償を受けにくい状況である。

そのため、技術流用に限っては、損害額の5倍まで賠償の責任を科し、技術奪取被害企業の立証負担を緩和して損害を効果的に補填してもらえるように「特許法」に導入されている損害額推定規定を「下請取引の公正化に関する法律」にも新設しようとするものである (案第35条、第35条の6新設)。

法律第 号

#### 下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案

下請取引の公正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第35条第2項本文中「損害の3倍を超えない」を「損害に対して次の各号に定めている」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第4条、第8条第1項、第10条、第11条第1項・第2項及び第19条に違反した場合：損害額の3倍以内

2. 第12条の3第4項に違反した場合：損害額の5倍以内

第35条の6を次のように新設する。

第35条の6（損害額の推定等）①委託元が第12条の3第4項に違反することで損害を受けた者（以下この条において「技術流用被害事業者」という。）が第35条による損害賠償を請求する場合、委託元又は技術資料を提供された第三者がその侵害行為をさせた目的物等を販売・提供したときは、次の各号に該当する金額の合計額を技術流用被害事業者が負った損害額とすることができる。

1. その目的物等の販売・提供規模（技術流用被害事業者がその侵害行為以外の理由で販売・提供できなかった事情がある場合は、その侵害行為以外の理由で販売・提供できなかった規模を差し引いた規模）中、技術流用被害事業者が製造・修理・施工したか、役務を遂行できた目的物等の規模から実際に販売・提供した目的物等の規模を差し引いた残りの規模を超えない目的物等の規模を技術流用被害事業者がその侵害行為がなかったら販売・提供して得ることができた利益額
2. その目的物等の販売・提供規模中、技術流用被害事業者が製造・修理・施行したか、役務を遂行できた目的物等の規模から実際に販売・提供した目的物等の規模を差し引いた規模を超える規模又はその侵害行為以外の理由で販売・提供できなかった規模がある場合、その規模に対しては技術資料の使用に対して合理的に得ることができる利益額

②技術流用被害事業者が第35条による損害賠償を請求する場合、委託元又は技術資料を提供された第三者がその侵害行為によって得た利益額を技術流用被害事業者の損害額として推定する。

③技術流用被害事業者が第35条による損害賠償を請求する場合、侵害行為の対象になった技術資料の使用に対して合理的に受けられる金額を自己の損害額として損害賠償を請求することができる。

④第3項にもかかわらず、損害額が同項による金額を超える場合は、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、委託元に故意又は重大な過失がなければ、裁判所は損害賠償額を算定する時にこれを考慮できる。

⑤裁判所は、必要と認めるときは、第1項から第4項までの規定による損害額算定業務を大統領令に定めるところにより、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第35条による技術評価機関に委託することができる。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償の責任に関する適用例）第35条の改正規定は、この法律の施行後に発生する違反行為から適用する。

第3条（損害額の推定等に関する適用例）第35条の6の改正規定は、この法律の施行後に技術流用被害事業者が第35条による損害賠償を請求する場合から適用する。

## 1－5 発明振興法の一部改正法律（法律第19036号）

電子官報（2022.11.15.）

国会で議決された発明振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年11月15日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19036号

### 発明振興法の一部改正法律

発明振興法の一部を次のように改正する。

第12条前段中「文書で」を「書面（『電子文書及び電子取引基本法』第2条第1号による電子文書を含む。以下同じ。）で」に改める。

第13条第1項本文、第15条第2項・第4項及び第16条の2第4項中「文書で」をそれぞれ「書面で」に改める。

第55条の3第1項に第5号の2を次のように新設する。

5の2. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号の2による特許権・専用実施権の侵害、不正競争行為、営業秘密の取得・使用・漏洩及びデザイン権・専用実施権の侵害に関する取締り事務の支援

### 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。ただし、第55条の3第1項第5号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

現行法は、使用者と従業員間の職務発明の完成及びその発明に対する承継意思の通知は、

文書で行うように規定しているにもかかわらず、職務発明関連紛争の調停や調停の拒否・中止関連条項では文書という表現の代わりに書面で通知するよう規定している等、同一の事案に対して通知の方式を異にして規定することで当事者間に混乱を招いているという指摘がある。

また、司法警察管理の取締り事務の支援に関する韓国知識財産保護院の業務範囲が商標権の侵害等だけに限られていて、特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密の取得・使用・漏洩等に関する取締り事務の支援に向けた法的根拠が足りず、これに対する捜査の支援が難しいという問題が提起されている。

したがって、職務発明関連通知の方法を、電子文書を含めた書面に統一し、韓国知識財産保護院が商標権の侵害だけでなく、特許権・デザイン権の侵害等に対する取締り事務も支援できるようにしようとするものである。

<法制処提供>

#### 1-6 産業デザイン振興法の一部改正法律（法律第 19038 号）

電子官報（2022. 11. 15.）

国会で議決された産業デザイン振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 11 月 15 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第 19038 号

#### 産業デザイン振興法の一部改正法律

産業デザイン振興法の一部を次のように改正する。

第9条第2項に後段を次のように新設し、同条第3項を第5項とし、同条に第3項及び第4項をそれぞれ次のように新設し、同条第5項（従前の第3項）中「届出」を「届出又は変更届出」とする。

届け出した事項を変更しようとする場合も、同様である。

③産業通商資源部長官は、第2項による届出又は変更届出を受けた日から14日以内に届出受理の可否を届出人に通知しなければならない。

④産業通商資源部長官が第3項に定めた期間内に届出受理の可否又は問い合わせ処理関連法令による処理期間の延長を届出人に通知しなければ、その期間（問い合わせ処



理関連法令により処理期間が延長又は再延長された場合は、当該処理期間をいう。)が  
終わった日の翌日に届出を受理したものとみなす。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後1か月が経過した日から施行する。

第2条（支援を受けようとする産業デザイン専門会社の届出に関する適用例）第9条第3項  
及び第4項の改正規定は、この法律の施行後に届出又は変更届出をする場合から適用す  
る。

## 改正理由

国民生活及び企業活動と密接に関わっている届出・問い合わせの処理手続きを法令に明  
確に規定することで関連問い合わせの透明かつ迅速な処理と担当行政機関の積極行政を  
誘導するために、産業デザインに関する開発・調査・分析・諮問等を専門とする産業デザ  
イン専門会社が先端開発技法の指導、創業保育施設の設置・運営及び高価装備の共同使用  
等の支援を受けるために届出又は変更届出をする場合、産業通商資源部長官は一定期間  
内に届出受理の可否を届出人に通知するようにし、その期間内に届出受理の可否や処理  
期間の延長を通知しなかった場合は、届出を受理したものとみなす制度を導入しようと  
するものである。

## 主要内容

- イ. 産業デザインに関する開発・調査・分析・諮問等を専門とする産業デザイン専門会社  
の変更届出の根拠を設ける（第9条第2項後段新設）。
- ロ. 産業通商資源部長官は、産業デザイン専門会社の届出又は変更届出を受けた日から  
14日以内に届出受理の可否を届出人に通知するようにし、届出受理の可否又は処理  
期間の延長を通知しなければ、その期間が終わった翌日に届出を受理したものとみ  
なすことにする（第9条第3項及び第4項新設）。

<法制処提供>

### 1-7 韓国特許庁、半導体技術特許出願の優先審査指定を施行

韓国特許庁（2022. 11. 1.）

11月1日から1年間半導体技術関連韓国企業の迅速な権利化を支援  
ブロックチェーン技術、調達庁のイノベーション試作品関連出願も優先審査に指定

韓国特許庁は、韓国内で研究開発または生産する半導体技術分野の特許出願を11月1日火曜日から1年間優先審査の対象に指定すると発表した。今回の措置により、韓国内の半導体関連企業、研究開発機関、大学などが優先審査を利用する場合、平均2.5か月で特許審査が受けられるため、従来比約10か月早く特許を取得できるとみられる（※）。

※（平均審査着手期間）優先審査2.5か月/半導体の一般審査12.7か月（2021年基準）

優先審査対象指定は、世界の技術覇権争いが激化している中、半導体関連韓国企業の国際競争力を強化するためのものである。具体的な対象は、半導体技術に直接関わる出願でありながら、下記の1と2の項目をいずれも満たさなければならない。

1) 半導体関連特許分類（CPC）（※）が主分類として付与されること

※半導体の素子・製造など、特定の特許分類（CPC）は、指定公告文を通じて確認可能

2) 韓国内で半導体関連製品や装置などを生産しているか生産を準備している企業の出願、国家研究開発事業の支援を受けた研究開発遂行機関の出願、または「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」に基づく半導体特性化大学または大学院（産学協力団を含む）の出願

今回の措置は、半導体など、国民経済および国の競争力強化にとって重要な先端技術に対して優先審査を支援できるよう、特許法・実用新案法施行令を改正（※）することで行われた。改正施行令は、半導体技術だけでなく、今後、他の先端技術にも迅速に拡大できるよう、優先審査の対象および申請期間を特許庁長が定めて公告する方式を導入したものである。さらに、特許・実用新案優先審査の申請に関する告示も改正し、半導体などの先端技術の優先審査に加え、ブロックチェーン技術（※※）と調達庁の「イノベーション試作品指定申請」が確認された企業の出願（※※※）も優先審査の対象に指定された。

※（11月1日公布・施行）[特許法施行令第9条第1項第2号の3]/[実用新案法施行令第5条第2号の2]

※※[第四次産業革命関連優先審査]優先審査告示第4条第2号タ目

※※※[イノベーション試作品関連優先審査]優先審査告示第4条第2号リ目（4）

特許庁長は「韓国経済の活性化に向けて政府全体が半導体分野への支援を強化する状況で、迅速な特許取得を支援する今回の措置が呼び水の役割を果たせるだろう」とした上で、「特許庁は人材が限られている状況にもかかわらず、半導体分野の特許を迅速かつ正確に審査するために、半導体分野の退職人材を専門審査官として早急に採用して円滑に進めていきたい」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 2022年優秀知的財産創業企業15社を選定・発表

韓国特許庁（2022.11.1.）

チャレンジ！Kスタートアップ2022の統合本選進出権を付与

韓国特許庁は11月1日午後2時、ソウルで韓国発明振興会、信用保証基金、銀行圏青年創業財団と共に投資誘致イベントおよび「2022年優秀知的財産創業企業」15社を選定・発表した。今回に選抜された15社（※）は、政府全体の統合創業コンテストである「チャレンジ！Kスタートアップ」の統合本選に進出する優秀知的財産創業企業である。

※「2022年知的財産スタートアップコンテスト」（2022年4月～5月）に登録された358チーム（競争率24:1）のうち、国民と民間専門家が直接検証・審査に参加して選定

最優秀賞（特許庁長賞）は、「モノのインターネット（IoT）基盤のスマートドアロック」を披露したRAONARK、優秀賞（特許庁長賞）は、「歯医者用施術補助道具 Hippo-D」を発表したネオデックスがそれぞれ受賞した。奨励賞である韓国発明振興会会長賞には HALCYON、韓国型冷房暖房システム、PPMI、AIBIZ、ハン TECH、TUBYCON、Alpha Circle、信用保証基金理事長賞には eflow、WITH KAC、Add Lab、銀行圏青年創業財団賞には RAZEN、Little Cat、ECONN biz などが選ばれた。

#### 【2022 知的財産スタートアップコンテストの選抜結果】

賞勲	創業企業	創業アイテム	
最優秀	特許庁長賞 RAONARK	IoT 基盤の自動開閉方式「スマートドアロック」	
優秀	特許庁長賞 ネオデックス	歯医者用施術補助道具「Hippo-D」	
奨励	韓国発明振興会 会長賞	HALCYON	スマート微細振動床擦れ防止エアマットレス
		韓国型冷房暖房 システム	複合熱源用 AI 基盤のエネルギー統合管理システム
		PPMI	ペットの毛分析基盤のヘルスケアサービス
		AIBIZ	半導体製造工程の品質予測 AI ソリューション
		ハン TECH	子供交通事故予防 AI ソリューション
		TUBYCON	集団感染を予防する検体容器
		Alpha Circle	8K3D 超高画質 VR 動画再生ソリューション
	信用保証基金 理事長賞	eflow	水素燃料電池パーソナルモビリティサービス
		WITH KAC	プラズマおよび紫外線を利用する除菌装置システム
		Add Lab	新概念 AI モバイル細胞カウンター
	銀行圏青年 創業財団賞	RAZEN	SaaS 基盤の手話通訳翻訳ソリューション
		Little Cat	IoT・AI 基盤のペット健康管理サービス
		ECONN biz	IoT 技術を活用した山林安全管理システム

この日の授賞式には、特許庁次長をはじめとする協力機関の関係者、ベンチャー投資家などの約 50 人が参加し、受賞企業 15 社に特許庁長賞など、計 2,000 万ウォンの褒賞と「チャレンジ! K スタートアップ 2022 統合本選進出権」を授与した。今後、特許庁と協力機関は、優秀な知的財産創業企業の持続的な成長に向けて、知的財産基盤の創業・投資・事業化、信用保証、投資誘致説明会などの多様な後続支援を提供する予定である。

特許庁次長は「技術覇権争いに拍車がかかって不確実な時代に、創業企業にとって何よりも必要な矛と盾は知的財産だ」とし、「優秀な知的財産創業企業が新しい産業を創出し、経済の勢力図を変えるゲームチェンジャーに成長できるようさまざまな官民協力支援を惜しまない考えだ」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、2022 年特許技術賞の受賞者を選定・発表

韓国特許庁 (2022. 11. 3.)

世宗大王賞に Hyosung TNC の研究員、忠武公賞に LG 電子の研究員等が受賞

韓国特許庁は 11 月 3 日木曜日午後 2 時、発明者の士気高揚および発明雰囲気拡散のために、優秀な発明とデザインを見いだす「2022 年特許技術賞」の受賞者を発表した。今回の特許技術賞には、計 177 件が申し込まれ、20 対 1 の高い競争率を示し、1 次・2 次審査を通じて最終決定された受賞者は以下のとおりである。

世宗大王賞は、「ポリエステル重合触媒及びそれを利用したポリエステルの製造方法」を発明した Hyosung TNC の研究員などが受賞した。Hyosung TNC は、プラスチック素材の一つであるペット (PET) (※) を製造する時に一般的に使用されているアンチモン (Sb) (※※) 系触媒をエコ触媒で代替し、エコペット製品を製造する技術を発明した。

※現在、さまざまな用途 (服、飲料容器、フィルムなど) に適用でき、リサイクル性が高い  
※※8 大有害重金属の一種として、持続的に露出すると人体や環境に有害な影響を及ぼす恐れがある

忠武公賞は、オイルレス「リニアコンプレッサー」に適用された無潤滑ガスベアリング技術を発明した LG 電子の研究員などが受賞した。コンプレッサーは冷蔵庫で冷気を作る時、円滑な作動のために潤滑油を使用するが、その際に摩擦の損失を発生させる潤滑油を取り除き、特殊形状のポケットを適用して非常に少ない冷媒ガスで高効率運転の実現および高速運転を可能にすることでコンプレッサーの大きさを小型化できた。

池錫永賞は、「ステータコアおよびそれを含むモーター」を発明した LG Innotek の責任研究員、「エビの急性肝臓壊死症（AHPND）の治療または予防用組成物」を発明した国立水産科学院の海洋水産研究士などがそれぞれ受賞した。LG Innotek は、自動車のエンジンやトランスミッションに使用されるモーターの振動問題を解決するために、インシュレーター側の壁に突起を設計し、巻線（Magnet wire）が振動による摩耗や切断されることを防止し、放熱や重量縮小など、製品の機能的向上と組み立ての利便性を改善した。国立水産科学院は、天然生薬成分（オニノダケ、イワヨモギ）を利用してエビに致命的な急性肝臓壊死症（※）を治療・予防できる医薬品を開発し、標準・工程化を通じて養殖エビの餌に混ぜてすぐに使えるようにすることで使用者の利便性を高めた。

※養殖エビの細菌性疾患で、若いエビに発生すると大量死を起こす。

デザイン分野の丁若鏞賞は、「空気清浄機が付いている扇風機」をデザインした LG 電子の責任研究員などが受賞した。当該デザインは、下部は 360 度の方向から空気を吸い込む円筒形デザイン、上部は風の吹く峡谷からインスピレーションを受けた 2 つのタワーを適用するなど、空気力学技術を集約して考案された。

この他、洪大容賞は、SEYON E-HWA、SL Vionics、Erangtek、ECONN biz が受賞した。特許技術賞受賞者には、世宗大王賞に 1,500 万ウォンなどの賞金、特許庁発明奨励事業（※）と中小ベンチャー企業部の創業オーダーメイド型事業化支援事業選定時の優遇特典、発明の事業化、マーケティングのための特許技術賞受賞マークが提供される予定である。

※発明奨励事業：優秀発明品の優先購入推薦、IP 製品のイノベーション支援、IP 金融など

特許庁長は「内外的に厳しい経済環境の中でも、今年韓国は、世界知的所有権機関（WIPO）が発表した世界イノベーション指数のアジア地域で 2 年連続 1 位に選定され、このような優れた成果は、クリエイティブかつチャレンジングな発明から始まると思う」とし、「特許庁は発明者のクリエイティブなアイデアとイノベーションの結果である知的財産権を効果的に活用し保護できるよう積極的な関心と支援を惜しまない考えだ」と伝えた。

### 2-3 韓国特許庁、中小・中堅企業 22 社と 8 の大学・公共研究機関の後続診断 IP-R&D を支援する

韓国特許庁（2022. 11. 7.）

米国での特許訴訟時の対応方法をご案内します！

韓国特許庁は、「米国の特許訴訟時のディスカバリー制度（※）の対応・活用方法説明会」を 10 月 21 日金曜日午後 2 時にソウルで開催する。

※裁判開始前に訴訟当事者が訴訟と関連する資料を提供する制度

最近、韓国企業に対する米国内での特許訴訟の提起（※）が増加して海外訴訟リスクが高まっている中、米国の特許訴訟の必須手続きであるディスカバリー制度に不慣れな韓国企業が訴訟の初期対応に困っている。そのため、特許庁は、米国で特許訴訟時に企業が直面するディスカバリー制度に対する理解を深め、効果的な対応戦略案を提示するために今回の説明会を設けた。

※韓国企業の米国での特許訴訟被提訴件数：（2019年）127件→（2020年）160件→（2021年）192件

説明会は、特許庁の産業財産保護政策課長の知的財産訴訟でのディスカバリー制度の説明を初めに、ムン・ヒョンジン弁理士が米国の特許訴訟手続きでのディスカバリー制度を紹介し、シム・ジェフン外国弁護士がディスカバリー制度に対する効率的対応および戦略的活用方法を提示する予定である。誰でも無料で参加することができ、参加の申し込みや詳細は韓国知識財産保護院のウェブサイト（[www.koipa.re.kr](http://www.koipa.re.kr)）から確認できる。

#### 2-4 韓国特許庁、2022 発明特性化・マイスター高校の連合交流展を開催

韓国特許庁（2022. 11. 9.）

特性化・マイスター高校の優秀な発明人材が一堂に！

韓国特許庁は11月10日木曜日から11月11日金曜日まで全羅南道で「2022 発明特性化・マイスター高校連合交流展」を開催すると発表した。当イベントは、特許庁指定の特性化・マイスター高校の生徒たちがこれまでの成果を交流できるように企画された。産学協力型発明教育プログラム（※）優秀作品の授賞式、技術移転式、生徒交流キャンプなどが行われる。

※参加企業の懸案に対して生徒たちが問題解決のアイデアを提案し、試作品を製作するプログラム

産学協力型発明教育プログラムには、企業52社と生徒461人が参加しており、計70点余りの作品の中から15点を選定して授賞する。特許庁長賞には、アン・スビン/ヤン・ヒェウオン、キム・ジョンア、カン・ゴンヒョク、カン・ジウ、ペク・ジョンウ/チョン・ミンギユ、イ・ミヌ/イ・スミン、チョウ・ウンビョル/オ・ユンジョン、ウィ・サンヒョク、キム・ソヨン/ハン・ナヨン/ホン・スジン生徒など、計9チームがそれぞれ受賞する。特に、アン・スビン/ヤン・ヒェウオン生徒の「地元の特産品を活用した調理方法」は、地元企業から大きな反響を得ており、技術移転契約式も行われる。韓国発明振興会長賞に

は、チョン・ヒェリョン/チョウ・イエジン、キム・ジミン、イ・ジニョン、イ・ヨヌ、キム・ハンギョル/チョウ・ジニョン、オ・スンフン/キム・ウンジョン/パク・インソ/ユン・ソジン生徒など、計6チームがそれぞれ受賞する。

特許庁は特性化高校の生徒たちが知的財産の知識を備えた産業技術人材に成長できるよう、2008年から特性化・マイスター高校の一部を選定して体系的な発明教育の運営を支援している。現在22校が参加して、発明・知的財産教科・サークルの運営、発明・創意力大会への参加、知的財産基盤の就職能力強化プログラムの運営など、多様な発明・知的財産活動を行っている。このような活動は産業財産権出願の成果としても表れるが、全国0.1%（※）にすぎない事業参加生徒たちが作り出す出願量は、韓国内の生徒出願の約19%（※※）を占めており、就職や創業にもつながっている。

※事業参加生徒5,063人/全国小・中・高校生532万人（2021年）

※※生徒の産業財産権出願の現況（商標を除く）

区分（年）	2017	2018	2019	2020	2021	平均
事業参加生徒の出願現況（件）	731	561	551	452	626	584
韓国内生徒出願の現況（件）	3,654	3,277	3,045	2,745	2,711	3,086
割合（%）	20.0	17.1	18.1	16.5	23.1	19.0

特許庁の産業財産政策局長は「職業教育と発明教育を同時に経験した生徒たちは、技術の熟練を超えて創意力や問題解決力、知的財産能力まで一緒に学べるので教育の満足度が高いことがわかった」とし、「より多くの技術・知的財産融合型人材が育成されるよう、多くの特性化高校に関心を持ってもらいたい」と述べた。

## 2-5 海外市場の開拓に向けた2022IP保護戦略セミナーを開催

韓国特許庁（2022.11.10.）

海外知的財産紛争、このように対応しましょう！

（事例1）A社は、海外特許権に対する綿密な検討なしに輸出を進めて競合他社から特許侵害警告状を受け、どう対応すべきか途方に暮れている。

（事例2）B社は、韓国内での成功を基に海外に進出しようとしたが、すでに海外にC社の商標権が登録されていることに気付いた。これに抗議したが、商標権を無断で先取りした商標ブローカーは、むしろB社に商標権を購入することを要求した。

（事例3）D社は、海外業者から約5億ウォンの初期注文が入ってきて成功の希望に満ちていたが、後続注文は途絶えた。調査の結果、当該国で模倣品が流通していることを見つけたが、該当国での法的措置に困っている。

※上記の事例は、韓国企業が経験する紛争状況を基に再構成した内容である。

韓国特許庁は、中小ベンチャー企業部、INNOBIZ 協会、韓国知識財産保護院と共に 11 月 10 日木曜日午後 2 時ソウルで「海外市場の開拓に向けた 2022 知的財産 (IP) 保護戦略セミナー」を開催したと発表した。セミナーは、韓国企業が海外事業を推進する時に効果的な知的財産対応戦略の樹立をサポートし、現場の困難を解消するために設けられた。

特許庁はセミナーで、海外進出を準備している韓国企業のための多様な知的財産保護支援事業と特許庁技術警察・商標警察の知的財産犯罪捜査の現状を紹介した。次に、技術を保護するために営業秘密と特許を有効活用する「IP-MIX」戦略および知的財産権 (IP) 契約書の段階別検討方法など、企業の実務に欠かせない内容に対する専門家の発表が続いた。その後、米国・中国・ベトナム・ロシア等海外の知的財産環境に詳しい専門家たちが海外のさまざまな紛争事例を紹介し、海外に進出する際の注意事項を呼びかけた。

特に、今回のセミナーでは、特許庁、INNOBIZ 協会、韓国知識財産保護院、5 つの法律事務所が参加する 1:1 コンサルティングスペースを運営し、海外への進出を希望する企業に支援事業を案内し、知的財産保護対策などのオーダーメイド型コンサルティングも提供した。

特許庁次長は「海外に進出する前に知的財産戦略の樹立は必須」とし、「特許庁は韓国のイノベーション企業の知的財産基盤海外進出を持続的に支援していきたい」と語り、韓国知識財産保護院長は「保護院は知的財産保護専門機関として、韓国企業の新しい未来を開いていくための踏み台の役割を果たしたい」と説明した。

INNOBIZ 協会の政策研究院長は「セミナーを通じて海外市場への進出や輸出を準備中または進行中の INNOBIZ 企業の知的財産保護と能力強化を支援していきたい」と述べた。

一方、特許庁は今年 6 月、INNOBIZ 協会と「INNOBIZ 企業の知的財産経営強化支援に向けた業務提携」を締結しており、海外に進出している韓国企業の知的財産保護に向けた各種支援事業と保護意識向上活動を展開している。

## 2-6 特許ビッグデータと研究開発の連携活性化に向けた実務会議を開催

韓国特許庁 (2022. 11. 11.)

特許ビッグデータの分析で研究開発の効率を高める！



韓国特許庁は 11 月 11 日金曜日午後 2 時、研究開発専担機関の関係者と共に研究開発の投資効率を高めるための特許ビッグデータ活用活性化方策を設けるために、ソウルで実務会議を開催すると発表した。

特許庁は 2019 年から政府と民間の研究開発投資方向の樹立を支援するために、世界中の約 5 億件の特許ビッグデータを分析して有望技術を見だし、研究開発イノベーション戦略を樹立して関係機関に提供する特許ビッグデータ基盤の産業イノベーション支援事業を推進してきた。

今回の実務会議は、現在推進している主要産業・技術分野に対する特許ビッグデータ分析の進行状況（※）などを研究開発専担機関（※※）と共有し、政府と民間の研究開発政策や特許ビッグデータ分析の連携、機関間の協力活性化方策などを議論するための場である。

※（2021 年）カーボンニュートラル 5 大分野（再生可能エネルギー、産業低炭素化、エコモビリティ、エネルギーの効率化、二酸化炭素の回収・活用・貯留）で 120 の有望技術を発掘および研究開発機関を提供

（2022 年）デジタルヘルスケア、スマート製造等 9 分野で有望技術の発掘を推進中

※※韓国科学技術企画評価院、韓国産業技術評価管理院等 7 つの機関および大韓商工会議所

特許庁の特許審査企画局長は「技術覇権争いや資源保護主義などに起因する脱グローバルイゼーション時代に、特許情報の戦略的活用価値が日増しに高まっており、研究開発の企画時に特許ビッグデータがしっかり活用されるよう、研究開発専担機関の意見を積極的に取りまとめてコミュニケーションしていきたい」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁、第 5 回韓国・ASEAN 特許庁長会議を開催

韓国特許庁（2022. 11. 14.）

国際連合（UN）の持続可能な開発目標<sup>1</sup>（UN SDGs）の実現を目標に  
韓国と ASEAN 間で知的財産協力のための「共同宣言文」を採択

韓国特許庁は、11 月 14 日（月曜）午後 2 時、インターコンチネンタルソウル COEX で ASEAN10 カ国（※）の特許庁長など各国代表団が参加する「第 5 回韓国・ASEAN 特許庁長会議」を開催することを明らかにした。

<sup>1</sup> 人間の持続可能な開発と繁栄のため、第 70 回国際連合（UN）総会（2015 年 9 月 25 日）で採択され、飢餓ゼロ、気候変動対策、ジェンダー平等など 17 の目標で構成

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

韓国・ASEAN 特許庁長会議は、2018 年ブルネイで初めて開催され、その翌年は韓国で第 2 回会議が開かれ、その後は新型コロナウイルスの拡散によりビデオで行われた。

3 年ぶりに対面開催されるこの会議で韓国と ASEAN10 カ国の特許庁は、「持続可能な未来に向けた知的財産とイノベーション (IP and Innovation Towards a Sustainable Future)」というテーマで知的財産分野の協力方策について議論する。

特に、韓国特許庁は最近の新型コロナウイルス、気候変動などにより人間の持続可能な開発と繁栄が脅かされている現状に鑑み、第 70 回国際連合 (UN) 総会で採択された持続可能な開発目標 (SDG s) の実現のため、知的財産に基づいたイノベーションエコシステムを共に構築することを今後の協力方向として提示する。

また、幼児、幼少年、大学生、会社員など年齢別に適合した知的財産教育が提供できる基盤作り、人工知能 (AI)、ブロックチェーン、拡張仮想世界 (メタバース) など新技術の発展に伴って未来の知的財産制度の発展方向について議論するための公式協議体の構築などを具体的な協力課題として提案する計画である。

一方、韓国と ASEAN10 カ国の特許庁は、この会議で合意した成果に基づいて共同宣言文も採択する予定である。

韓国特許庁長は、「先週の韓国・ASEAN 首脳会議で「韓国・ASEAN 連帯構想」が発表された直後に開催されるこの会議は、韓国が主催国として共同宣言文の採択をリードし、知的財産分野の新たな協力方向を提示する点で意義深い」とし、「この会議をきっかけに知的財産分野で韓国と ASEAN の協力関係を一段階発展させることで、韓流など韓国の知的財産権が効果的に保護される環境が ASEAN 域内で造成されるように積極的に努力する」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁、半導体専門特許審査官の採用を開始

韓国特許庁 (2022. 11. 14.)

12 月 1 日 (木曜) から 12 月 7 日 (水曜) まで受付  
来年下半年に追加人員の拡大採用を推進

韓国特許庁は、最近、技術覇権の確保のために激しく競争している半導体・ディスプレイ分野に対する支援に向けて、任期制の専門特許審査官を公開採用する。

これまで内外で関心を集めてきた半導体分野における任期制の専門特許審査官の採用に向けて一歩踏み出したのである。

これは、現場の経験が豊かな半導体・ディスプレイ分野の技術専門家を任期制の専門特許審査官として採用して迅速かつ正確な審査サービスを提供し、専門人材が海外に流出されることを防ぐためのものであり、14日に当該内容を公告した。

任期制の専門特許審査官は、現場の技術専門性に基づいて採用される、5級に相当する国家公務員であり、公務員一般職とは異なって定年がなく（※）、民間での経歴も認められて新規採用の公務員一般職5級より報酬が高いという特徴がある。

※最初の2年勤務後、年齢制限なく最大10年まで延長可能

採用人数は合計30人であり、特許出願量などを考慮して6の細部分野（半導体設計・素子分野、露光・蒸着分野、蝕刻・洗浄・基板分野、組立・検査・パッケージング分野、素材分野、ディスプレイ特化技術分野）と区分して採用する。

応募資格は、半導体技術関連経歴や学位があれば応募でき、受付期間は12月1日（木曜）から12月7日（水曜）までである。

書類選考と面接試験を経て来年2月中に最終合格者を発表する。

特にこの採用では、現場の経験が豊かな民間の専門家が採用されるように当該分野での勤務経歴を優遇する。

採用公告文は、11月14日（月曜）から韓国特許庁ウェブサイト（kipo.go.kr）や人事革新処ナラ職場サイト（gojobs.go.kr）から確認でき、その他については韓国特許庁運営支援課（電話042-481-5111）に問い合わせができる。

この半導体分野における任期制の専門審査官の採用は、韓国特許庁長が就任して最優先に推進してきた課題の一つであり、約5ヶ月間の行政安全部と企画財政部との難しい協議の末に得られた価値ある結果と評価される。

韓国特許庁は、「半導体分野の超格差確保」という国政課題と現政権の保守的な人員運営基調を反映し、今年後半は半導体の専門特許審査官 30 人を優先して採用し、成果を踏まえつつ、来年はより多い人数を追加採用する計画である。

韓国特許庁長は、「この採用は経歴の長い人を優遇し、合格すれば年齢制限なく勤務できるため、半導体専門家が公職に就いて第 2 の人生が始められる絶好のチャンス」とし、「韓国の半導体産業の発展に貢献できるよう、民間の技術専門家にたくさん応募していただきたい」と述べた。

## 2-9 造船業界に技術開発および特許戦略策定をサポートするための「水素船舶」を発行

韓国特許庁 (2022. 11. 14.)

### エコ水素船舶が造船業の競争力を決める！

韓国特許庁によると、世界特許分野 5 大主要国 (IP5) (※) の水素船舶関連特許は、この 10 年間 (2010~2019) 年平均約 100 件ずつ着実に出願されていることがわかった。出願人の国籍別に見ると、韓国が 560 件と水素船舶関連で最も多く出願しており、中国 124 件、米国 123 件、日本 102 件、EU92 件と続いた。

※IP5：世界中の特許出願の 85%を占める先進 5 か国 (日本・米国・EU・中国・韓国) の特許庁

10 大多出願人を見ると、テウ造船海洋 182 件、サムスン重工業 125 件、韓国造船海洋 113 件と、韓国大手造船 3 社の特許出願が最も多く、シーメンス (ドイツ) 76 件、HDW (ドイツ) 35 件の順である。主要国 (IP5) の 10 大多出願人の項目別出願シェアを見ると、船舶または海洋構造物関連が 48.8%、燃料電池・バッテリーが 27.3%、工業ガスなどの燃料が 4.5%、その他が 19.4%の順である。水素船舶関連韓国内の特許出願の場合、2010 年以降徐々に増加しており、韓国大手造船 3 社が出願全体の大部分を占めていることがわかった。今後、水素市場の成長と水素船舶の需要増加が予想されることから、それを先取りするための海外企業との競争に向けて、特許出願の増加と韓国内機材資材メーカーの参加も予想される。

船舶用水素エネルギーは大きく水素生産、水素運搬、水素エンジン、燃料電池等に分かれるが、大部分の特許出願は燃料電池 (336 件、54.5%) に限られており、続いて水素生産 (187 件、30.3%)、水素運搬 (73 件、11.8%)、水素エンジン (21 件、3.4%) の順となっている。船舶用水素エネルギー技術関連 5 大多出願人を見ると、テウ造船海洋 166 件、サムスン重工業 104 件、韓国造船海洋 93 件、川崎重工業 22 件、シーメンス (ドイツ) 18 件

の順と、水素エネルギー技術でも韓国大手造船 3 社が特許出願を主導していることがわかった。

一方、特許庁は、水素社会への転換に備える造船業界の技術開発と特許戦略の策定をサポートするために『水素船舶』を発行した。韓国の造船会社や造船関連の協会・学会・研究所および各大学の造船関連学科などに冊子として配布される予定であり、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の刊行物掲示板からダウンロードできる。特許庁運送機械審査課の審査官は「『水素船舶』は気候危機から水素船舶、産業動向、特許に至るまでの幅広いテーマと、グラフや写真などの多様な視覚的データを通じて読者の総合的かつ立体的な理解を深めたのが特徴だ」と述べた。

## 2-10 韓国特許庁、ASEAN8 各国の特許庁と庁長会談を開催

韓国特許庁 (2022. 11. 15.)

### フィリピン、ブルネイ、マレーシアと 深化協力・包括協力の MOU を締結することに合意

韓国特許庁は、第 5 回韓国・ASEAN 特許庁長会議の開催をきっかけに、11 月 15 日火曜日、ブルネイやフィリピン等の ASEAN 主要 8 各国の特許庁 (※) と庁長会談をソウルで開催すると発表した。特許庁は今回の 8 各国との庁長会談を通じて、特許審査ハイウェイ (PPH (※※)) 等の審査協力、知的財産分野の人材育成、知的財産権制度および情報化分野コンサルティング等の分野別に協力の現況をモニタリングし、国別に状況と環境にふさわしい今後の協力案などを具体的に議論する。

※ブルネイ、カンボジア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

※※PPH (Patent Prosecution Highway) 両国に共通して特許を申請した申請人が一方の国で特許が可能であるという審査結果を受けると、それを根拠にもう一方の国で早く審査を受けられる制度

主な議論事項は以下のとおりである。

(ブルネイ) 国家知的財産戦略の策定、知的財産の保護と活用などを内容とする包括協力協定 (MOU) を締結し、ブルネイの知的財産庁審査官など、内部職員的能力強化に向けた協力案について議論する。

(フィリピン) 知的財産人材の育成や知的財産の事業化などを内容とする深化協力協定 (MOU) を締結し、知的財産人材を体系的に育成できる教育システムの構築について協力案を議論する。

(マレーシア) 知的財産分野の能力強化、知的財産の保護と活用などを内容とする包括協力協定 (MOU) を今後早急に締結することに合意し、中小企業向け支援政策について関連情報を共有する。

(タイ) 両国間の知的財産分野での協力の範囲を拡大し、具体化するための実行計画 (Action Plan) を年内までに策定することに合意し、特許審査ハイウェイ (PPH) 等の審査協力の推進、知的財産の事業化および価値評価、人工知能 (AI) 基盤の特許およびイメージ検索システム関連の情報交換などを同計画に盛り込む案を協議する。

(カンボジア) 両国の国家知的財産戦略に関する情報を共有し、2023年から2025年までカンボジアの知的財産権担当公務員を対象に実施される予定の KOICA グローバル研修事業について議論する。

特許庁長は「これまで韓国特許庁は、ASEAN 加盟国と包括協力、特許審査、知的財産の保護および執行など、さまざまな分野で 23 の MOU を締結し、韓国の 2 番目の貿易相手国である ASEAN 市場で、韓国企業に友好的な経営環境が造成されるように努力してきた」とした上で、「韓国特許庁はこれからも ASEAN 加盟国との二国間協力活動を通じて韓国の先進知的財産システムを普及させる一方、ASEAN 域内諸国の知的財産保護の水準を高められる協力事業を積極的に推進していきたい」と述べた。

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム